

# 平成31年度 保険料率の算定

---

# I. 平成31年度 都道府県単位保険料率算定のポイント

---

- 平成31年度は、平成29年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 激変緩和率は8.6／10（厚生労働省に要請済）
- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

## Ⅱ. 協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	87,974	91,314	96,572	24-30年度保険料率： 10.00% 31年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	12,110	
	その他	167	179	600	
	計	99,485	103,343	109,282	
支出	保険給付費	58,117	60,206	64,373	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">                     拠出金等対前年度比                      ▲ 5                      + 1,455 } + 1,450                      ▲ 206                 </div>
	老人保健拠出金	0	-	-	
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	15,257	
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	20,971	
	退職者給付拠出金	1,066	208	2	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,969	2,745	3,489	
	計	94,998	97,937	104,092	
単年度収支差		4,486	5,406	5,190	○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 31年度均衡保険料率： 9.46%
準備金残高		22,573	27,979	33,169	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## Ⅲ. 平成31年度 富山支部保険料率

- 下記数値は、激変緩和率が平成31年1月下旬頃確定するため、暫定版である
- 端数整理のため、計数が整合しない場合がある（0.01%単位で四捨五入）

	全国	富山支部	備考
第1号保険料率（A）	5.18%	<b>4.89%</b>	第1号経費（医療給付費）に係る部分
第2号保険料率（B）	<b>3.99%</b>		第2号経費（現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等）に係る部分
第3号保険料率（C）	0.89%	<b>0.89%</b>	第3号経費（業務経費、一般管理費、準備金積立て、29年度精算分等）に係る部分
①平成29年度精算分以外	0.89%		
②平成29年度精算分	-	0.00%	
収入等見込額相当率（D）	0.06%	<b>0.07%</b>	収入等見込額（日雇いの保険料収入、雑収入、29年度精算分等）に係る部分
①平成29年度精算分以外	0.06%		
②平成29年度精算分	-	0.00%	
平成31年度保険料率（A + B + C - D）	10.00%	<b>9.71%</b>	

### 【参考】

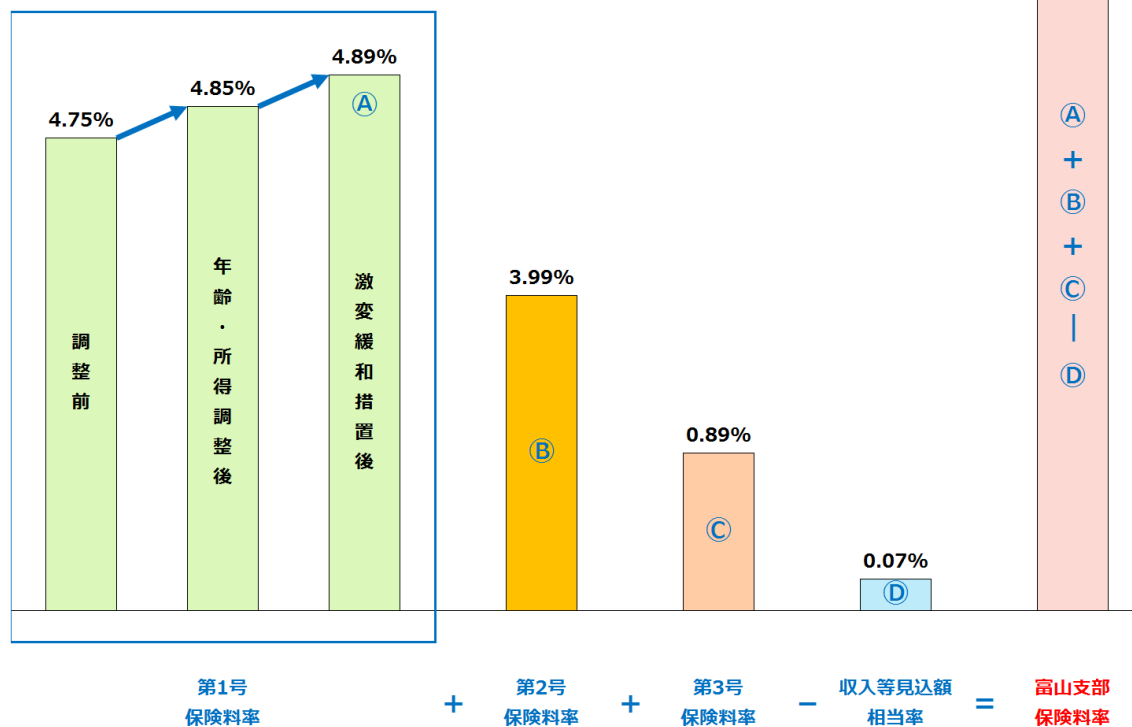
平成30年度保険料率	10.00%	9.81%
現在からの変化分	0.00	▲0.10

# IV. 平成31年度 富山支部保険料率の算定方法

- 平成31年度保険料率算定に係る基礎データ（参考資料1-2）を基に算定
- 端数整理のため、計数が整合しない場合がある（下記の計算により得られた値を0.01%単位で四捨五入）
- 具体的な計算方法は次項以降に掲載

平成31年度

$$\begin{aligned} \text{富山支部保険料率} &= \text{第1号保険料率（激変緩和措置後）} \\ &+ \text{第2号保険料率} \\ &+ \text{第3号保険料率} \\ &- \text{収入等見込額相当率} \end{aligned}$$



**A****第1号  
保険料率**

- 第1号経費（医療給付費）に係る部分
- 支部間で**年齢調整（ア）**、**所得調整（イ）**、**激変緩和措置（ウ）**を講じる

$$\text{第1号支部保険料率 (調整前)} = \frac{\text{支部医療給付費}}{\text{支部総報酬額}} = \frac{50,798\text{百万円}}{1,069,266\text{百万円}} = 4.75\%$$

【参考】※P.8の計算で使用

$$\text{第1号平均保険料率} = \frac{\text{全国計医療給付費}}{\text{全国計総報酬額}} = \frac{5,000,881\text{百万円}}{96,555,391\text{百万円}} = 5.18\%$$

## ア. 年齢調整

年齢構成が高い支部ほど医療費が高くなる傾向にあるため、年齢構成を全国平均とした場合の医療費と、実際の支部の年齢構成に基づく医療費との差額を算出し調整を行う。

- 年齢構成が全国平均より高い支部（年齢調整額がマイナス） → 保険料率が下がる
- 年齢構成が全国平均より低い支部（年齢調整額がプラス） → 保険料率が上がる

$$\text{年齢調整額} = \text{平均給付費} - \text{標準給付費} = \mathbf{\blacktriangle 820\text{百万円}}$$

$$\begin{aligned} \text{平均給付費} &= \text{加入者一人当たり医療給付費} \times \text{支部加入者数} \\ &= 121,777\text{円} \times 4,397\text{百人} \\ &= 53,550\text{百万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{標準給付費} &= \Sigma\{\text{加入者一人当たり医療給付費（年齢階級別）} \\ &\quad \times \text{支部加入者数（年齢階級別）}\} \\ &= 54,369\text{百万円} \end{aligned}$$

年齢階級	一人当たり医療給付費(円)	富山支部加入者数(百人)	標準給付費(百万円)
0～4歳	178,601	204	3,649
5～9歳	87,593	235	2,056
10～14歳	68,902	259	1,784
15～19歳	54,618	279	1,523
20～24歳	51,547	276	1,424
25～29歳	63,842	261	1,668
30～34歳	73,286	300	2,202
35～39歳	79,701	356	2,839
40～44歳	88,470	462	4,089
45～49歳	107,143	427	4,577
50～54歳	137,739	346	4,767
55～59歳	173,470	326	5,654
60～64歳	218,094	320	6,981
65～69歳	281,564	241	6,786
70～74歳	420,281	104	4,372
全体	121,777	4,397	54,369

## イ. 所得調整

所得が低い支部ほど保険料率が高くなる傾向にあるため、実際の支部の所得水準に基づく医療費と、所得水準を全国平均とした場合の医療費との差額を算出し調整を行う。

- 所得が全国平均より高い支部（所得調整額がプラス） → 保険料率が上がる
- 所得が全国平均より低い支部（所得調整額がマイナス） → 保険料率が下がる

$$\begin{aligned}\text{所得調整額} &= \text{全国医療給付費} \times \frac{\text{支部総報酬額}}{\text{全国総報酬額}} - \text{平均給付費} \\ &= 5,000,881\text{百万円} \times \frac{1,069,266\text{百万円}}{96,555,391\text{百万円}} - 53,550\text{百万円} \\ &= \mathbf{1,831\text{百万円}}\end{aligned}$$



## ウ. 激変緩和措置

都道府県毎の保険料率への円滑な移行のため、激変緩和措置を講じた上で保険料率を設定する。具体的内容は国の政令で定められており、実際の保険料率と全国平均の保険料率との差が調整される。

$$\begin{aligned} \text{第1号支部保険料率} &= \frac{\text{支部医療給付費} + \text{年齢調整額} + \text{所得調整額}}{\text{支部総報酬額}} \\ \text{(激変緩和措置前)} &= \frac{50,798\text{百万円} + \blacktriangle 820\text{百万円} + 1,831\text{百万円}}{1,069,266\text{百万円}} \\ &= \mathbf{4.85\%} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{第1号支部保険料率} &= \text{第1号平均保険料率} + \left( \text{第1号支部保険料率} - \text{第1号平均保険料率} \right) \times \text{激変緩和率} \\ \text{(激変緩和措置後)} &= 5.18\% + \left( 4.85\% - 5.18\% \right) \times 8.6/10 \\ &= \mathbf{4.89\%} \end{aligned}$$

**B****第2号  
保険料率**

- 第2号経費（現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等）に係る部分
- 全国一律の保険料率

$$\text{第2号支部保険料率} = \frac{\text{全国第2号経費}}{\text{全国総報酬額}} = \frac{3,856,710\text{百万円}}{96,555,391\text{百万円}} = \mathbf{3.99\%}$$

**C****第3号  
保険料率**

- 第3号経費（業務経費、一般管理費、準備金積立、29年度精算分等）に係る部分

$$\begin{aligned} \text{第3号支部保険料率} &= \text{①平成29年度精算分以外} + \text{②平成29年度精算分} \\ &= \mathbf{0.89\%} \end{aligned}$$

$$\text{①平成29年度精算分以外} = \frac{\text{全国第3号経費}}{\text{全国総報酬額}} = \frac{859,425\text{百万円}}{96,555,391\text{百万円}} = 0.89\% \text{（全国一律の保険料率）}$$

$$\text{②平成29年度精算分} = 0.00\% \text{（支部の収支差がプラスの場合はゼロとなる。）}$$

D

## 収入等見込額 相当率

- 収入等見込額（日雇いの保険料収入、雑収入、29年度精算分等）に係る部分

$$\text{収入等見込額相当率} = \text{①平成29年度精算分以外} + \text{②平成29年度精算分} = \mathbf{0.07\%}^*$$

※計算により得られた値を0.01%単位で四捨五入

$$\begin{aligned} \text{①平成29年度精算分以外} &= \frac{\text{その他収入}}{\text{全国総報酬額}} = \frac{61,477\text{百万円}}{96,555,391\text{百万円}} = 0.06\% \text{ (全国一律の保険料率)} \\ \text{②平成29年度精算分} &= \frac{\text{支部収支差}}{\text{支部総報酬額}} = \frac{18\text{百万円}}{1,069,266\text{百万円}} = 0.00\% \end{aligned}$$

## V. 介護保険の平成31年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

31年度は、30年度末に見込まれる不足分(401億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.73%(4月納付分から変更)とする。

※ 31年度政府予算案では、介護納付金は1兆252億円と前年度比で122億円の増加の見込み

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.57%から31年4月以降に1.73%へ引き上げた場合の31年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 6,911円 (67,814円 → 74,725円) の負担増  
〔月額〕 512円 (5,024円 → 5,536円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.498月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は31年度(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

## VI. 協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率： 1.65% 30年度保険料率： 1.57% 31年度保険料率： 1.73%  納付金対前年度比 ⇒ + 122
	国庫補助等	1,174	879	504	
	その他	0	0	0	
	計	9,854	9,545	10,673	
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	
	その他	0	18	0	
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲ 5	▲ 603	420	
準備金残高		202	▲ 401	19	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。